

○PFOS又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表PFOS又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品でPFOS又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項
(平成二十二年九月三日付厚生労働省・経済産業省・環境省告示第二十三号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成二十一年政令第二百五十七号)の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第十七号)第二十九条第一項の規定に基づき、PFOS又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第九条の表PFOS又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品でPFOS又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用し、PFOS又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表PFOS又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品でPFOS又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項(平成二十二年 厚生労働省・経済産業省・環境省告示第二十三号)は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

現 行

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第二百五十六号)の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第十七号)第二十七条の二第一項の規定に基づき、PFOS又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表PFOS又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品でPFOS又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を次のように定め、平成二十二年十月一日から施行することとしたので、同項の規定に基づき告示する。

PFOS又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第九条の表PFOS又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品でPFOS又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

第1 PFOS又はその塩であること又はPFOS又はその塩が使用されている製品であること及びPFOS又はその塩が第一種特定化学物質であること。

第2 PFOS又はその塩の含有率

第3 注意事項

1 PFOS又はその塩を譲渡し、若しくは提供する場合又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号。以下「令」という。）第9条の表PFOS又はその塩の項第1号若しくは第2号に規定する製品を譲渡し、若しくは提供する場合

(1) PFOS又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること（PFOS又はその塩が使用されている製品にあつては、含有されている当該PFOS又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすい

PFOS又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表PFOS又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品でPFOS又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

第1 PFOS又はその塩であること又はPFOS又はその塩が使用されている製品であること及びPFOS又はその塩が第一種特定化学物質であること。

第2 PFOS又はその塩の含有率

第3 注意事項

1 PFOS又はその塩を譲渡し、若しくは提供する場合又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号。以下「令」という。）第3条の3の表PFOS又はその塩の項第1号若しくは第2号に規定する製品を譲渡し、若しくは提供する場合

(1) PFOS又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること（PFOS又はその塩が使用されている製品にあつては、含有されている当該PFOS又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすい

ものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること）に留意し、水への混入の防止、
廃水の回収等によりPFOS又はその塩の排出の削減に
努めなければならないこと。

(2) 移替え等の作業は、飛散又は流出する量が最少の量と
なる措置を講ずることとし、飛散又は流出した場合には
、布等により直ちに拭き取ること。

(3) PFOS又はその塩を含む廃水については、可能な限
り当該廃水を回収するための措置を講ずること。

(4) 漏出したときは回収するよう努めること。

(5) 廃液等の廃棄物は、関係法令に基づき、自社で適正に
処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理するこ
と。

2 令第9条の表PFOS又はその塩の項第3号に規定する製 品を譲渡し、又は提供する場合

(1) 業務用写真フィルムに使用されているPFOS又はそ
の塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいもの
であり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり
、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれ
があることに留意し、現像液及び定着液の回収等により
、PFOS又はその塩の排出の削減に努めなければなら
ないこと。

(2) 現像作業を行うときは、使用済みの現像液及び定着液
を回収すること。

(3) 業務用写真フィルム又は廃液等のうち、廃棄物となっ
たものは、関係法令に基づき、自社で適正に処理するか

ものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損
なうおそれがあること）に留意し、水への混入の防止、
廃水の回収等によりPFOS又はその塩の排出の削減に
努めなければならないこと。

(2) 移替え等の作業は、飛散又は流出する量が最少となる
措置を講ずることとし、飛散又は流出した場合には布等
により直ちにふき取ること。

(3) PFOS又はその塩を含む廃水については、可能な限
り当該廃水を回収するための措置を講ずること。

(4) 漏出したときは回収するよう努めること。

(5) 廃液等の廃棄物は、関係法令に基づき、自社で適正に
処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理するこ
と。

2 令第3条の3の表PFOS又はその塩の項第3号に規定す る製品を譲渡し、又は提供する場合

(1) 業務用写真フィルムに使用されているPFOS又はそ
の塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいもの
であり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり
、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれ
があることに留意し、現像液及び定着液の回収等により
、PFOS又はその塩の排出の削減に努めなければなら
ないこと。

(2) 現像作業を行うときは、使用済みの現像液及び定着液
を回収すること。

(3) 業務用写真フィルム又は廃液等のうち、廃棄物となっ
たものは、関係法令に基づき、自社で適正に処理するか

、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

3 令附則第3項の規定により読み替えて適用する令第9条の表PFOS又はその塩の項第4号に規定する製品を譲渡し、又は提供する場合

(1) 消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤（以下「泡消火薬剤等」という。）に使用されているPFOS又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意し、泡消火薬剤等を訓練又は点検において使用する場合は、放出した泡消火薬剤等を回収すること等により、PFOS又はその塩の排出の削減に努めなければならないこと。

(2) 泡消火薬剤等の移替えの作業は、飛散又は流出しないようポンプ等により行うこととし、万一、飛散又は流出した場合には、布等により直ちに拭き取ること。

(3) 漏出したときは回収するよう努めること。

(4) 回収した泡消火薬剤等の廃棄物は、関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

第4 表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所

、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

3 令附則第3項の規定により読み替えて適用する令第3条の3の表PFOS又はその塩の項第4号に規定する製品を譲渡し、又は提供する場合

(1) 消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤（以下「泡消火薬剤等」という。）に使用されているPFOS又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意し、泡消火薬剤等を訓練又は点検において使用する場合は、放出した泡消火薬剤等を回収すること等により、PFOS又はその塩の排出の削減に努めなければならないこと。

(2) 泡消火薬剤等の移替えの作業は、飛散又は流出しないようポンプ等により行うこととし、万一、飛散又は流出した場合には、布等により直ちにふき取ること。

(3) 漏出したときは回収するよう努めること。

(4) 回収した泡消火薬剤等の廃棄物は、関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

第4 表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所